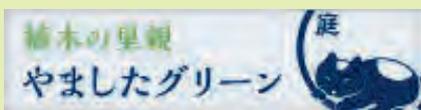


# きずな



《今月の笑顔》



株式会社やましたグリーン

はせがわ ここね  
長谷川心寧さん

タックスコーナー

「ご存知ですか？ 令和6年分所得税定額減税」

税務問答

「帳簿の記載が不十分な場合等の過少申告加算税の加重措置」

八王子市からのお知らせ

「新分野展開促進事業」

「資金繰りにお悩みの小規模事業者の方へ」



公益社団法人  
八王子法人会

## 6月開始の「令和6年分所得税定額減税説明会」を開催

～ 2回の開催で合計109名が出席 ～

源泉部会では、4月15日の午後に、八王子税務署 源泉所得税担当部門の召田上席に講師をお願いし「令和6年分所得税定額減税説明会」を東京たま未来メッセにて開催しました。

今回の説明会は、6月から実施される「定額減税制度」の説明会ということで、同じ日に2回、定員を40名ずつと設定し、参加者を募集しましたが、募集を開始してすぐに定員に達してしまい、急遽、大きな会場に変更して対応しました。

最終的な出席者は、第1回71名、第2回38



名、合計109名となりました。当日は、説明会の企画を担当した、源泉部会・水上部会長より、出席いただいた皆様に御礼のご挨拶をさせていただきました。

## 全国女性フォーラム広島大会



▲ (上) 全国から1700名が参加した大会会場  
(下) 会場入り口にて八王子の参加者が記念撮影

第18回全法連全国女性フォーラム 広島大会 が「2024 HIROSHIMA 今、みつめなおそう！～多島美の瀬戸・豊かな里山から～」を大会キャッチフレーズに、4月18日、広島グリーンアリーナにて開催されました。

大会には、全国の法人会女性部会員1,700名が集い、当会からは、小林部会長をはじめ、8名が参加しました。大会式典では、広島県内に16ある女性部会による租税教育活動、社会貢献活動の様子が映像で紹介されるとともに、全国の女性部会が租税教育活動の一環として取り組んでいる小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の令和5年度の全法連女連協会賞12作品が紹介されました。

第一部の記念講演では、広島交響楽団音楽総監督の下野達也氏による記念講演が開催され、第3部の懇親会では、広島の名物がたくさん盛り込まれたお弁当をいただきながら、広島に伝わる伝統芸能「神楽」の「八岐大蛇」が披露され、迫力満点の演舞を楽しませていただきました。

八王子法人会では、15地区・3部会で「活動報告会」を実施しています。今年度も4月以降順次開催され、2023年度の事業報告・決算報告、2024年度の事業計画・収支予算について報告します。地区によっては「税務説明会」や「経営セミナー」など研修事業も開催しています。是非皆さま、ご参加下さいますようお願いいたします。

### 加住地区

4月23日、税務説明会、報告会、懇親会の三部構成で、八王子エルシィを会場に開催。(活動報告会は法人会事務局を使用。) 税務説明会では、6月から開始される所得税定額減税を中心に税務署・渡邊審理官に解説していただきました。

報告会では、2024年度の新規事業として、地元小中学校を対象とした租税教育事業の推進を発表。地区単位としては当法人会初の試みであり、今後が注目されます。



### 恩方地区



4月25日、防災セミナー、報告会を八王子市恩方市民センターで開催。防災セミナーでは、八王子市生活安全部防災課・澤尚史氏に、「地震」や「風水害」への備えや対策方法、八王子市内の避難場についての説明がありました。そして、全国の地震の被害状況の写真を見ながら、防災に対する備えや、今後予想される地震の被害想定など解説していただきました。報告会では、バスツアーや研修など、積極的な事業の実施についての説明がありました。

### 由井地区

4月17日、税務説明会、報告会を八王子市北野市民センターで開催。税務説明会では、西武信用金庫個人推進部の沢崎謙一氏より「新NISA」をテーマに、旧制度からの変更点、注意点について解説して頂きました。

報告会では、研修事業、交流事業について、地区会員の皆さまがより参加しやすい内容の企画が期待されます。



## “人材不足の解決”をテーマに労務セミナーを開催



“人手不足”が問題化している今、それを解くカギの一つとなる「給与・賞与の支払い方」について学ぶ「労務セミナー」を研修委員会の企画で開催しました。

特定社会保険労務士の高木厚博 先生の分かりやすい解説に加え、数字によるデータを用いた講師オリジナルのテキストは大変イメージが掴みやすく、「会社に帰ってすぐに問題点の改善に活かせる」「今後の対策の参考になる」など大変好評でした。また、「もうすぐ始まる新年度から早速この考え方を取り込みます」という参加者もいらっしゃいました。

## 「税制改正」や「税務調査」をテーマに税務セミナーを開催

青年部会では、八王子税務署 法人課税第1部門の渡邊 審理官に講師を依頼し、『昨今の税制改正が今後に与える影響』というテーマで「税務セミナー」を開催しました。

“消費税インボイス制度”の導入や、“電子帳簿保存法”など、色々変わってきた税制に日々対応していかないと、最終的には税務調査の指摘を受ける可能性が高くなることから、今回は質疑応答の時間を多めに設けました。

この時間を活用し参加者のほとんどが積極的に質問をしたため、かなりの数の質問が出ましたが、



▲渡邊審理官



その一つ一つに対し、渡邊 審理官が大変丁寧に回答して下さいました。

他人からの質問で、自分でも気づいたり学んだりすることがあり、非常に有意義なセミナーとなりました。

## 法人会の法律相談。1時間まで無料。 お気軽にご活用ください!!

- 法人会では担当の弁護士先生と契約し、1時間無料相談（法律全般、相続等会社業務以外の相談も可）を行っています。
- ご連絡は下記の、東京法人会連合会事務課あて電話でお申込みください。
- その際①所属法人会名②法人名③相談者名④連絡先電話番号をお知らせください。  
（同一企業からのお申込みは月1回までです）

- お申込みの上、担当の弁護士さんと相談日程の打合せを行うシステムです。

▼お申込み並びに詳細は

**03-3357-0771**

（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）



# 帳簿の記載が不十分な場合等の過少申告加算税の加重措置

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川悟志

 **リサ** 税務調査でミス指摘され、法人税の修正申告をして納税額が発生する場合、過少申告加算税が課されることとなりますが、この過少申告加算税の課税割合が見直されたと聞きました。どのように変わったのでしょうか。

 **サキ先生** ご質問の加算税制度の見直しは令和4年度税制改正で措置されたものです。具体的には、帳簿の提示がない場合など一定の場合に過少申告加算税が加重されることとなります。これは、帳簿の記帳水準を向上させるために、記帳義務を適正に履行しない納税者に対し過少申告加算税を加重することとして新たに措置されました。

 **リサ** 具体的にどのような場合に過少申告加算税が加重されるのでしょうか。

 **サキ先生** 例えば、調査において総勘定元帳などの帳簿を税務調査官に提示しない場合や、帳簿を提示したもののその帳簿に記載すべき事項のうち売上げなどの収入に関する事項の記載が著しく不十分な場合には、帳簿に記載すべき事項に係る増差税額の10%に相当する金額が加算されます。一方で、収入に関する事項の帳簿への記載が著しく不十分ではないものの、記載が不十分である場合には、記載すべき事項に係る増差税額の5%に相当する金額が加算されます。なお、この収入には、雑収入などの営業外収益や特別利益は含まれません。

 **リサ** ここでいう「著しく不十分」や「不十分」はどのように判断するのですか。

 **サキ先生** 記帳の程度として「著しく不十分」とは、収入について記載すべき事項の金額の

2分の1に満たない場合とされ、「不十分」とは、記載すべき事項の金額の3分の2に満たない場合とされています。

 **リサ** 記帳の程度は収入に関する事項の記載で判断するとのことですが、なぜ経費では判断しないのですか。

 **サキ先生** 経費については通常、税額を減らす要素となりますので、収入に比べて納税者の自主的な記帳が期待できることなどがその理由とされています。

 **リサ** では、調査の結果、売上げの過少計上と経費の過大計上に基づく修正申告をして、収入に関する記帳の程度が不十分であった場合、過少申告加算税はどのように計算するのですか。

 **サキ先生** 記帳の程度は収入に関する事項のみで判断しますが、加重措置の対象は帳簿に記載すべき全ての事項が対象となります。そうしますと、売上げの過少計上だけでなく、経費の過大計上に基因して納税することとなる本税額も過少申告加算税の加重措置の対象となります。

 **リサ** このような加重措置はいつから適用になるのですか。

 **サキ先生** 加重措置は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来するものについて適用となりますので、例えば令和5年10月決算期分の修正申告から適用されることとなります。

 **リサ** まずは、収入に関する事項の漏れがないように正しく記帳することが必要ですね。



■筆者紹介  
**野川悟志** (のがわ・さとし)

福岡県出身。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著『税務図解の技法』(大蔵財務協会)、『令和5年版 税制改正経過一覧ハンドブック』(共著、大蔵財務協会)など。

## ■ 八王子市からのお知らせ ■

### 新分野展開促進事業

市内中小企業の新規事業創出や新製品開発、海外展開を支援するためのプログラムを実施します。

① **イノベーションプログラム**

地域からイノベーションを創出するため、市内企業の新規事業創出や海外展開を支援するためのプログラムです。  
詳細は右記QRコードからご確認ください。



② **プロダクトデザインプログラム**

市内企業の新製品開発を支援するため、プロダクトデザイナーと連携し、「売れる製品」づくりを目指します。  
詳細は右記QRコードからご確認ください。

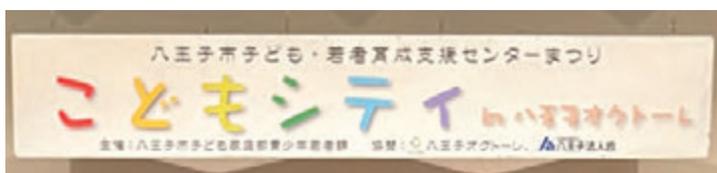


## 事業レポート

## 青年部会

【2024.3.17 八王子市学園都市センター】

### 「こどもシティin八王子オクトーレ」に出展



▲親子で税金クイズに挑戦中



▲“エコバック”を寄贈しました



▲多くの来場者で賑わいました

青年部会では、今回の『こどもシティ』の開催において“協賛”という形で協力し、“会場費の支払い”と、当日の参加記念品に充てていただくため、“エコバック（400枚）の寄贈”をおこないました。

『こどもシティ』とは、簡単に言うと、このイベントに参加した小学生がお店（このイベントに出展している店舗）でアルバイト体験をしてポイントを稼ぎ、そのポイントを使って遊ぶというイ

ベントです。

青年部会は協賛という立場以外でも、“出展者”として『税金クイズ／一億円重さ当てクイズ』をおこない、子ども達やその保護者の方に挑戦していただきました。

今回の開催においては、コロナ禍の期間で設けられていた制限が全て外され、多くの小学生・幼児、そして同伴の保護者の方の来場があり、大変賑やかなイベントとなりました。

## ■ 八王子市の事業資金融資あっ旋制度 ■

### 資金繰りにお悩みの小規模事業者の方へ

八王子市では、小規模事業を営む事業者や個人事業主の方が、事業に必要な資金について金融機関から融資を受けやすくするための融資のあっ旋制度を実施しています。

#### 融資メニュー

事業資金の種類		資金使途	融資あっ旋 限度額	償還期間	貸付 利率
小規模企業資金		運転・設備	2,000万円	5年以内 (据置6ヶ月を含む)	(1.9%)
創業支援資金		運転・設備	1,000万円	7年以内 (据置6ヶ月を含む)	1.7% (1.5%)
企業活力支援資金		運転・設備	300万円	5年以内 (据置6ヶ月を含む)	1.4%
経営改善事業資金		運転・設備	3,000万円	10年以内 (据置6ヶ月を含む)	2.3%
運転資金		運転	3,000万円	7年以内 (据置6ヶ月を含む)	1.9%
事業承継支援資金	個人	運転・設備	1,000万円	5年以内 (据置6ヶ月を含む)	1.7%
	一般				(1.5%)
DX・イノベ・産業育成支援資金		運転・設備	3,000万円	10年以内 (据置6ヶ月含む)	1.7% (1.5%)
設備資金		設備	3,000万円	7年以内 (据置6ヶ月を含む)	1.7% (1.5%)
社会課題 解決資金	ソーシャルビジネス・ソーシャル ファーム支援資金	運転・設備	1,000万円	7年以内 (据置6ヶ月を含む)	1.7% (1.5%)
	ゼロエミッション支援資金	運転・設備	1,000万円	7年以内 (据置6ヶ月を含む)	1.7% (1.5%)
	働き方改革支援資金	運転・設備	1,000万円	7年以内 (据置6ヶ月を含む)	1.7% (1.5%)
	BCP・サイバーセキュリティ対策 支援資金	運転・設備	1,000万円	7年以内 (据置6ヶ月を含む)	1.7% (1.5%)

※ ( ) 内の利率については責任共有制度対象外の際に適用される利率です。

※融資を利用するには条件があります。詳細は市ホームページをご確認いただくか、融資取扱金融機関へご相談ください。申し込みは市融資取扱金融機関で受け付けています。

※条件を満たした場合、八王子市から利子補給を受けることができます。

※一部のメニューについては、条件を満たした場合、東京都から信用保証料の補助を受けることができます。

※その他、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）も利子補給の対象となる場合があります。お問い合わせは八王子商工会議所へ（TEL042-623-6311）。

#### 【問い合わせ】

八王子市産業振興部産業振興推進課（八王子市役所6階）  
TEL：042-620-7252  
e-mail:b092000@city.hachioji.tokyo.jp



八王子市ホームページ  
(事業資金融資あっ旋)

#### 法人会インターネットセミナーをご活用ください

八王子法人会では、様々なテーマのインターネットセミナーをご用意させていただいています。研修場所に集まることが出来ない場合などでも、時間を選ばず視聴できます。

八王子法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp/>) の最上部「公益事業」にカーソルを合わせ、「オンラインセミナー等」をクリックすると、下記の画面が表示されます。ID、パスワードを入れてご利用ください。



ID : **hj0183**      パスワード : **4875**

# ご存じですか？

「定額減税特設サイト」は、  
こちらからアクセス



## 令和6年分所得税

# 定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

### 制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

### 定額減税の実施方法

#### 給与所得者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

#### 公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以降に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

#### 不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 予定納税対象者については、予定納税額から減税
- 確定申告書提出時の所得税額から減税

このお知らせは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、東京国税局が作成しました。

# 給与を支払う事業者のみなさまへ

## 定額減税は、令和6年6月1日以後に 支払う給与等から！

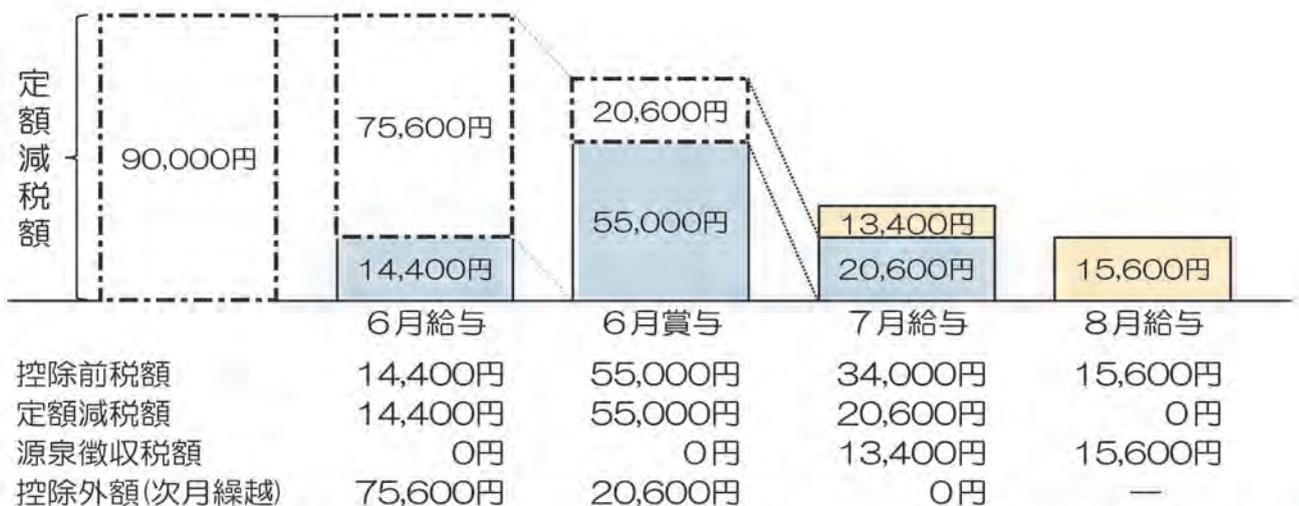
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

### 給与所得者の定額減税イメージ（例）

【例】 次の世帯構成の場合

判定等	区分	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
同 一 生 計		—	○	○	○
職 業 等		会社員	パート	大学生 (アルバイト)	中学生
収 入 金 額		680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額		502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象		○	×(※)	○	○
定 額 減 税 額		3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者は、合計所得金額が48万円超のため、自身を所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、  
「定額減税特設サイト」で確認！！  
特設サイトはこちらから



# キラリ輝く！ 会員企業



MARBELL GYM

Vol 47

## 完全個室のパーソナルトレーニングジムとしてレベルに合った指導を提供

八王子駅徒歩7分・京王八王子駅徒歩1分にある完全個室制パーソナルトレーニングジム「MARBELL GYM」。地域最大の13種類の充実したトレーニングマシン、完全個室により、マンツーマンでまわりの目を気にせず、ストレスフリーでトレーニングに集中できます。「MARBELL GYM」では、お客様の年齢や体力など、レベルに合わせた食事指導も含め、きめ細かく受けることができます。「体の状態に合わせたトレーニングが可能で、プライベート性があり、他人の目線も気になることはありません。頑張った分だけ積み重ねることが出来ます。実際に体の変化を感じると自信になりますし、トレーニングの魅力です。」(寺島代表)



貸し切りの室内で13台のマシンを使い、マンツーマンの指導を受けられます



お客様専用のロッカーで、安心して利用できます

## 食事指導も併せることで、継続的な体の変化を実感できます

数種類のフレーバーから選ぶ事が可能なプロテインや、ミネラルウォーターを毎回無料で利用できます。また、マイシューズや、ウェアなどを収納可能な専用ロッカーも無料で利用することが出来、仕事帰りや、お出かけ前に気軽に通うことが出来ます。「一人ひとりに合った「最高」のトレーニングメニューで理想の身体、健康作りをサポートします。お客様にはトレーニングや運動の経験が全く無い方も多く、1から指導させていただきますので不安な方もご安心下さい。」(寺島代表)



寺島拓 代表(中央)はボディビルの大会に出場するプロのトレーナーです

〒192-0046

八王子市明神町4-1-2ストーク八王子202

電話: 03-5860-4122

<https://marbellgym.com/>

営業時間

10:00~22:00

不定休



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



▼今月の笑顔は、「株式会社やましたグリーン」を訪問し、代表取締役社長の山下力人さん、長谷川心寧さんにお話を伺いました。

▼「植木の里親」「植栽管理」「造園工事」を主に事業展開する株式会社やましたグリーン。その中でも特徴としてあげられる事業に、「植木の里親」があります。植木のお世話が出来なくなったり、ご自宅の老朽化による建て替え、引越しなどで、今まで何年・何十年と育ててきた“子供”のような存在の植木たちを伐採しなければならぬ。“植木を一本でも多く救いたい”，という思いから始めた山下社長。次の引き取り手へと繋ぐ為、様々なSNS、メディアへの出演、出版などを通して、事業の周知を行ってきました。次第に「植木の里親」への認知度も増してきました。拠点の下恩方町では、引き取った植物を管理する「もらえる植物園」を開園。園内では様々な植木が、次の庭へと繋いでくれる引き取り手を待っています。「関東以外でも、新潟県や愛知県、福島県からも引き取っています」（山下社長）

▼その他にも、展示会出展や、大手企業様とコラボレーションしています。「ファッション店舗内や、大手百貨店などの中で植物の展示を行ったり、銀座など都心で展示するなど、里親探しを行っています」（山下社長）

▼表紙に登場いただいた長谷川さんは、高校の造園科出身。「植物が好きで、外での活動も好きです。造園業に携わりたいと思っていたところ、事業活動の素晴らしさに関心を持ち入社しました。力仕事も多いですが、緑に触れながら癒され、楽しく仕事が出来ます」（長谷川さん）



代表取締役社長

やました りくと  
山下力人さん

はせがわ ここね  
長谷川心寧さん

▼「植木を引き上げに行くときに、お客様が泣いていらっしやったのを見て、この活動がもっと広がってくれればいいなと思いました。早く一人前の庭師になりたいですね」（長谷川さん）

▼「植物を手放すことを検討されている方は、ご相談いただければと思います。植物を通して、心の結びつきを感じ、伝えていければと思います」（山下社長）

〒192-0154

八王子市下恩方町1207-9

フリーダイヤル

0120-834-028

電話：042-673-7230

<https://www.yamashitagreen.com/>



電子申告で  
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する  
申告や納税、申請・届出  
などの手続きが  
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が  
便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略<sup>(注)</sup>

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。



イータックス 🔍 検索

発行者 公益社団法人 八王子法人会  
編集者 公益社団法人 八王子法人会  
発行所 公益社団法人 八王子法人会  
第49巻 第2号通 巻522号

会長 清宮 仁  
広報委員長 小林 一仁  
東京都八王子市大横町14-25  
電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566

発行日 令和6年5月5日  
印刷 スズキ美術印刷(株)  
東京都八王子市南町9-8  
電話(042)626-2600(代)

# イヌザクラ

写真・資料提供

菱山忠三郎氏

身近な自然環境を大切に



法人会

山野に生える落葉高木で、高さ10〜15メートルになる。花は前年の枝の節から出て小さな白い花を穂状につける。白色5弁の花は直径5ミリほどで、いつせいに咲く。

名前のイヌは、植物に冠する動物名のうちでももっともひんぱんに登場するものである。あまり役に立たないというような意味で使われることが多いようだ。

樹皮はやや臭気があり、いくつかの好まれざる方言が残っているが、染料としても利用できる。また、根は根粒菌を持っていて窒素固定をおこなう。ハンノキ、オオバヤシヤブシ、ニセアカシアなどよりも多くの窒素分を含むという研究も有り、

地味を肥やす上では無視できない。

私は子どものころ、近所の山仕事をやる人から「シヨンベンザクラ」の名を聞いた。ちよつと皆様に話すのは抵抗があり、また、それほどのおいがあるとは思えないがわずかなものなのであろう。

花一個は直径5〜6ミリであまり大きいものではないが、いつせいに集団で穂先につき、満開になるとなかなか見事だ。

花弁は5個、水平に廣がり、雄しべは15〜20本あって、花弁より長い。球形の果実は熟すと、はじめは黄赤色で、後に紫黒色に変わる。いちおう食べられる。

